

# さくら通信

1月号

2025年1月  
No.241

発行  
さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

## 明けましておめでとうございます

昨年も、さくら合同事務所へひとかたならぬご厚情を賜りありがとうございました。  
本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく  
発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

令和7年元旦

### 本年もよろしくお祈りします



昨年は大変お世話になりました。

さくら事務所としては、2024年に新事務所の完成、AIの本格導入など、新しいことがいっぱいあった1年でした。  
2025年は、こういった資源を使って、さらにサービスの向上に努めていきたいと思っています。  
本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(孝志洋)

## 令和6年度所得税・住民税の定額減税にかかる調整給付について

令和6年に実施された所得税・住民税の定額減税では、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に限ります。)1人につき、所得税額3万円・個人住民税所得割額1万円が、源泉徴収税額等から減税されました。

また、令和5年の所得等の状況から判断し、定額減税可能額が給与や年金の源泉徴収税額などから減税しきれないと見込まれる方には、令和6年中に市町村から「調整給付金」が支給(当初給付)されました。

この支給額(当初給付)は、あくまで令和5年の所得等の状況に基づく予想額であり、令和6年分の所得税額が確定した後、令和5年と比較して所得に変動がある場合や扶養親族の増加、住宅ローン控除の適用などの一定の事情によって、当初給付額に不足があることが判明した場合は、令和7年中に不足額の給付(追加給付)がなされる予定です。

所得税

住民税

### ～調整給付額(当初給付)の計算～

所得税分控除不足額 = 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額(減税前)

個人住民税分控除不足額 = 個人住民税分定額減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)

調整給付額 = 所得税分控除不足額 + 個人住民税分控除不足額(1万円単位で切り上げ)

調整給付(追加給付)の受給にあたっては、原則として、本人の申請が必要とされています。具体的な給付時期や申請にあたって必要となる書類は市町村によって異なりますので、お住まいの市区町村にてご確認ください。

(大寺)

12月28日(土)から1月5日(日)まで年末年始休暇とさせていただきます。  
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 社会保険 令和7年 今年もよろしくお願い致します

令和6年は、3月・新館オープン、7月・3階のOAフロア改修工事、コロナ禍で使用していた別館及び徳島支店より引っ越し、8月・母・社労士・木村喜美子が亡くなり、11月・2階のOAフロア改修工事…等。1年間で何年分もの経験をしたような年でした。

※下記は令和7年の厚労省関連の改正等(予定含む) 諸々です。

### 1. 育児・介護法の改正(育児関連)

(1) 令和7年4月1日

① 子の看護休暇の見直し

- 名称変更 「子の看護休暇」→「子の看護等休暇」
- 子の範囲 小学校就学の始期→小学校3年生修了
- 取得事由 病気・けが・予防接種・健康診断  
→ 入園(学)式・卒園式、学級閉鎖等追加
- 労使協定の締結により除外できる労働者  
引き続き雇用された期間が6ヵ月未満→**廃止**  
週の所定労働日数が2日以下→**変わらず**

② 所定外労働制限(残業免除)の対象となる子の範囲の拡大  
(改正前)3歳未満の子 → (改正後)**小学校就学前の子**

③ 育児のためのテレワークの導入(努力義務化)

④ 300人超の企業に育児休業取得状況の公表の義務化

(2) 令和7年10月1日

- ① 3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者への、柔軟な働き方を実現するための措置を義務化
  - 始業時刻の変更
  - テレワーク
  - 短時間勤務制度等
- ② 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の、仕事と育児の両立支援に関する個別周知・意向確認と意向聴取・配慮の義務化

### 2. 雇用保険法改正(令和7年4月1日)

(1) 自己都合退職者が、教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除

(2) 就業促進手当の見直し(就業手当の廃止及び就業促進定着手当の給付上限引き下げ)

(3) 育児休業給付に係る保険料率引上げ(0.4% → 0.5%)及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げ(0.5% → 0.4%)を可能とする弾力的な仕組みの導入

(4) 教育訓練支援給付金の給付率引下げ  
(基本手当の80% → 60%)及び当該暫定措置の令和8年度末までの継続

(5) 雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、地域延長給付の暫定措置の令和8年度末までの継続

(6) 「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設

(7) 子ども・子育て支援特別会計の創設

(8) **高齢雇用継続給付の給付率引下げ(15% → 10%)**

### 3. パート等の年金保険料

令和6年10月より社会保険加入が①年収106万円以上②週労働時間20時間以上③51人以上従業員規模④学生でないの要件で適用拡大されましたが、最低賃金がUPするにつれ①「年収106万円の壁」と③「51人以上」の撤廃が現実味を帯びてきました。又、50人以下企業規模の「130万円の壁」も、賃金がUPすることにより、超えると扶養から外れ、自身で保険料を支払う状況になります。が、「税金は少しなら納めても、社会保険料の負担はキツイ」という方が多いのも現実です。

さらに、根本的には、700万人いるといわれる第3号被保険者問題があります。しばらくは時間がかかりそうです。

令和7年がより良い1年でありますようお祈り致しております。



(竹内政代)

## 資産税係 相続財産の名義変更手続② - 預貯金等の名義変更 -

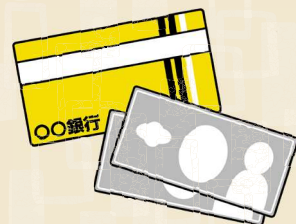
亡くなった人名義の預貯金を相続する手順は、以下の通りです。

### 1. 金融機関に連絡する

金融機関に連絡をすると、相続時のトラブルを回避するために、相続する人が決まり所定の手続きをするまで、金融機関は故人の預貯金口座を凍結します。

### 2. 必要書類をそろえて提出する

- 預金名義変更依頼書(金融機関指定の書類)
- 被相続人名義の通帳やキャッシュカード
- 遺産分割協議書や遺言書(自筆の場合は検認済証明書とともに)
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- 相続人全員の戸籍謄本
- 相続人全員の印鑑証明書(遺言書がある場合には不要)



### 3. 払い戻し等の手続きをする

預貯金の相続手続きに期限はありません。しかし、相続税の納税のために資金が必要であれば、納付期限(被相続人の死亡から10ヶ月以内)に間に合うように預貯金の相続手続きをする必要があります。

(坂田)

養老保険とは、死亡保障と貯蓄の両方を備えた生命保険です。

養老保険を活用した福利厚生を行うことで、会社が保険料を負担し、役員や従業員の死亡保障を用意することができ、下記の要件を全て満たすと、貯蓄型の保険でありながら、保険料の半分を経費(税務上の損金)として計上することができます。

- 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、満期保険金の受取人が法人(契約者)であること
- 原則、全役員・全従業員が加入すること
- 保険金額に格差がある場合は合理的理由があること
- 役員、従業員の大半が同族関係者ではないこと



★ 養老保険の経理処理

保険料100万円を支払った場合

借 方		貸 方	
保険積立金	500,000円	現金・預金	1,000,000円
福利厚生費	500,000円		

死亡保険金が従業員に支払われた場合  
(保険料積立金200万円)

借 方		貸 方	
雑損失 (死亡退職金)	2,000,000円	保険積立金	2,000,000円

満期保険金1,000万円を受け取った場合  
(保険料積立金700万円)

借 方		貸 方	
現金・預金	10,000,000円	保険積立金	7,000,000円
		雑収入	3,000,000円

※ 保険料積立金と満期保険金の差額を雑収入として益金算入してください。

解約返戻金550万円を受け取った場合  
(保険料積立金600万円)

借 方		貸 方	
現金・預金	5,500,000円	保険積立金	6,000,000円
雑損失	500,000円		

※ 解約返戻金と保険料積立金の差額を雑収入または雑損失として益金または損金算入してください。

(さくらビジネス)

1月の社会保険労務

- 1月31日
  - 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月~12月分>(労働基準監督署)
  - 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
  - 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
  - 労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)

- 有期事業概算保険料延納額<12~3月>の納付
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

1月の税務

- 本年最初の給与支払日の前日
  1. 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
提出先...給与の支払者(所轄税務署長)
- 1月10日
  2. 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- 1月31日
  3. 支払調書の提出
  4. 源泉徴収票の交付  
交付先...①所轄税務署長 ②受給者
  5. 固定資産税の償却資産に関する申告
  6. 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
  7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  8. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

9. 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
10. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
11. 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
12. 給与支払報告書の提出
  - (1) 提出義務者...1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
  - (2) 提出先...給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

- 1月中において市町村の条例で定める日
  13. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)





本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていくしたいと思います。さて、2025年1月号というところで、毎年恒例の「今年」の目標を掲載しました。ぜひ、ご覧くださいませ。

80切り たかし 健康診断の数値改善継続  
 70切り 竹内 睡眠の質を良くする h 整理整頓 T  
 J1昇格 banban 早寝早起き セ・リーグ連覇・日本一  
 健康管理 体幹を鍛える S K 筋肉量を増やす M 部屋の片付けを定期的に R 積読を少しでも減らす H・Z 何事もポジティブに OH T.W 正しい姿勢を心掛ける OM 運動を習慣化する KH  
 日々精進 OC 笑門来福 H 10%代復活! Y.K 毎日朝夕血圧測定 Y・N 早く起きる S  
 断捨離 S 資格取得 運動不足解消 ゆるい筋トレ継続 Y  
 健康第一 N・T a.m Y F 鍛錬 K H  
 リハビリりこんぴー N・T 健康第一 山登り再開 a.m Y F 鍛錬 K H  
 健康的に過ごす Y.K 108切り&5時間切り たかし♀  
 趣味と運動の習慣化 K 毎日笑顔  
 ニンテンドーミュージアムに行く ごっち

## 恥はかき捨て⑱ 中央大学中退!



39歳で公認会計士最終試験合格。40歳の時、弁護士合格を目指し中央大学3年に編入。夏休みスクーリングに参加。月～金の講義は真面目に受講。夜は疲れ果てて酒浸り。予習復習できず、土曜の試験は放棄。6年間単位取得ゼロで自主退学。弁護士試験も断念。

中央大学の徳島県の同窓会(白門会)に何故か入会できたのが唯一の成果。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

-----  
 -----  
 -----

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
 さくら社会保険労務士法人  
 (株)さくらビジネスサービス  
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
 ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>  
 Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
 TEL: 088-625-2556  
 FAX: 088-654-1181

発行